東京都立六郷工科高等学校のアカウント利用規定

(趣旨)

第1条 この利用規程は、東京都立六郷工科高等学校(以下、本校)における教職員および生徒が利用するアカウントについて適切な利用を図ることを目的として定める。

(体制と役割)

第2条 東京都立六郷工科高等学校長(以下「学校長」)、東京都立六郷工科高等学校副校長(以下「副校長」)及び東京都立六郷工科高等学校担当教員(以下「担当教員」)が担う役割と業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校長(責任者)
 - ア 担当教員・生徒指導担当の指定
 - イ 緊急時対応総括
- (2)副校長
 - ア 担当教員のサポート
 - イ 緊急時対応
- (3) 担当教員
 - ア アカウントの作成準備および配布
 - イ アカウント作成に関わる委託業者との連絡
 - ウ 研修の企画・運営
 - 工 緊急時対応
- (4) 生徒指導担当
 - ア 生徒における不適切な利用があった場合の指導
 - イ 緊急時対応

(アカウントの範囲)

第3条 この規定に関わるアカウントは東京都立六郷工科高等学校のネットワーク実習室に設置されたサーバ (以下サーバ) にて運用されるものとする。アカウントは教職員・生徒個々に発行する。

(アカウントの作成)

第4条 アカウントを作成する際は、以下のとおり実施する。

- (1) 対象者
 - ア 本校に所属する教職員
 - イ 本校に在籍する生徒
 - ウ メンテナンス委託業者
 - エ その他学校長が認める者
- (2) アカウント (ユーザ ID およびパスワード) の規定
 - ア 別紙 アカウント作成規定により作成する
 - イ サーバへの登録は委託業者が実施する

(3) 作成の時期

- ア 年度当初
- イ その他年度途中で着任および転入があった時

(アカウントの削除)

- 第5条 アカウントを削除する際は、次のように実施する。
 - (1) 資格の喪失
 - ア 本校に所属する職員でなくなった者
 - イ 本校の在籍資格を失ったもの(卒業・退学など)
 - (2) アカウントの削除方法
 - ア 担当者が委託業者へ対象者を連絡
 - イ 委託業者が削除を実施する

(アカウントの利用範囲)

- 第6条 次の目的で利用するものとする。
 - (1) 利用者
 - ア アカウントが発行された本人のみ利用可能
 - イ アカウントを他のものに譲渡しない
 - (2)利用の範囲
 - ア 本校における教育活動に限り利用する
 - イ 本校に設置されたコンピュータを利用するとき
 - ウ 本校および契約企業から提供されるサービスを利用するとき

(不適切利用)

- 第7条 アカウント利用時に以下にあげる事案が発生した場合は、特別な指導対象となる場合がある。
 - (1) 不正利用
 - ア アカウントおよびそれに付するサービスを他人に利用させること
 - イ 他人のアカウントおよびそれに付するサービスを利用すること
 - ウ 許可を受けていないサービスへ登録し利用すること
 - エ 本校のコンピュータに許可を受けていないソフトウェアをインストールし利用すること
 - オ ウイルス等の不正プログラム (マルウエア) を作成・流布すること
 - カ 他人の情報を閲覧・盗用・改ざんすること
 - キ 他人のコンピュータやネットワークに対する攻撃・侵入・運用妨害をすること
 - ク 海賊版等の知的財産権・肖像権を侵害する行為
 - (2) アカウントの譲渡・貸与・盗用
 - ア アカウントを譲渡すること
 - イ アカウントを貸与すること
 - ウ 他人のアカウントを盗用すること
 - (3) 不適切な情報発信・公開
 - ア 本名以外(匿名・偽名)による情報

- イ 知的財産権・肖像権を侵害する情報
- ウ 差別・誹謗中傷にあたる情報
- エ プライバシーを侵害する情報
- オ わいせつな情報
- カ 教育を妨害する情報
- キ 他人の作業を妨害する情報
- ク 虚偽の情報
- ケ 守秘義務違反にあたる情報 (授業風景および画面キャプチャや録画した情報、LIVE 配信することなど)
- コ その他学校長が不適切と判断する情報